## 月刊基金





令和4年度診療報酬改定について

(医科・歯科・調剤)

トピックス

「履歴照会・回答システム」の運用について

### 支払基金ホームページをご活用ください

支払基金ホームページでは、みなさまのお役に立つ情報を掲載しています。ぜひご活用ください。 **⊅検索** https://www.ssk.or.jp/ 支払基金 → 音声読み上げ・文字拡大 → 本部・支部所在地 → サイトマップ ☼ 社会保険診療報酬支払基金 検索 事業内容 組織概要 診療報酬の審査 診療報酬の請求支払 統計情報 利用される方が「知りたいこと」 を内容から探す入口です。 国民の皆様に関わる 大切な仕事をしています 詳細を見る 診療報酬の「適正な審査」「迅速な支払」を通じ医療保険制度を支えています 利用される方に合わせて、各種ペー ジをピックアップしていきます。 保険者の方 地方公共団体の方 医療機関・薬局の方 重要なお知らせ 災害関連情報 現在、重要なお知らせはございません 手順書・マニュアル お知らせ〉 プレスリリース > 月刊基金 出産育児一時金請求用ソフトの専用ヘルプデスクの照会先e-mailアドレスが令和4年4月 支払基金広報誌 28日から変更となりました。(令和4年4月28日掲載) 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ(合和4年4月25日更新) 採用案内 オンライン資格確認導入に関する医療機関等向けポータルサイトを開設しました コンピュータチェックに関する公開を更新しました(令和3年9月27日掲載) 調達情報 試行的公開を更新しました(令和2年12月22日掲載) 「お知らせ」と「プレスリリース」を切 試行的公開のアンケートを実施しています(令和3年4月 り替えて表示させることができます。 利用が多いコンテンツへのショー の記録方法に係るお知らせを掲載しました(令和4年3 トカットを配置しています。 月10日掲載) レセプト請求 オンライン請求 本部・支部情報 様式集 電子点数表・ レセプト電算処理

広報誌・メルマガ

カレンダ-

### 月刊基金

Monthly KIKIN 第63巻 第6号



### 社会保険診療報酬支払基金 基本理念

私たちの使命 私たちは、国民の皆様に信頼 される専門機関として、 診療報酬の「適正な審査」と 「迅速な支払」を通じ、 国民の皆様にとって大切な医 療保険制度を支えます。

### 今月の表紙

### 月刊基金 6



(医科・歯科・調剤)
「履歴照会・回答システム」の運用について

土会保険診療報酬支払基

### 清津峡 (新潟県)

黒部峡谷(富山県)、大杉谷(三重県)とともに日本三大峡谷の一つに数えられ、国立公園にも指定されている清津峡。新緑に映える清流が美しく、全長750mの清津峡渓谷トンネルに設けられた3か所の見晴らし所や終点のパノラマステーションから、その峡谷美を楽しむことができます。

### CONTENTS

7 特集

3

5

7

10

### 令和4年度診療報酬改定に ついて(医科·歯科·調剤)

【インタビュー】

診療報酬改定(医科)

厚生労働省保険局医療課課長補佐 金光 一瑛 診療報酬改定(歯科)

厚生労働省保険局医療課課長補佐 大平 貴士調剤報酬改定

厚生労働省保険局医療課課長補佐 小川 雄大 レセプト請求に当たって留意すべき主な項目

- 17 おたずねに答えて-Q&A-
- 18 「履歴照会・回答システム」の運用に ついて
- 20 審査委員長に伺いました。 日本の医療保険制度を 若い世代へ残したい 秋田県社会保険診療報酬請求書審査委員会 審査委員長 伊藤 誠司
- 22 保険者からの再審査請求において 「原審どおり」となる事例の解説
- 24 出産育児一時金請求用ソフトに関する 照会先 e-mail アドレス変更のお知らせ
- 25 インフォメーション

### 令和4年度診療報酬改定に ついて(医科・歯科・調剤)

厚生労働省は令和4年3月4日、令和4年度診療報酬改定に伴う省令・告示を制定し、官報 掲載を行うとともに、算定の留意事項などの関連通知を同省ホームページ(https://www.mhlw. go.jp/) に掲載しました。

今号では、令和4年度診療報酬改定について、厚生労働省担当者に話を伺い、主な改定ポイン ト、今後の展望等を聞きましたので、その内容をご紹介します。

また、令和4年度診療報酬改定項目(医科・歯科・調剤)から、レセプト請求に当たって留意 すべき主な項目を抜粋し、ご紹介します。 ※令和4年4月末時点の告示・関連通知に基づき紹介。

### 告示・関連通知・令和4年度診療報酬改定説明資料等の厚生労働省ホームページ掲載先

ホーム → 政策について → 分野別の政策一覧 → 健康・医療 → 医療保険 → 診療報酬関連情報→令和4年度診療報酬改定 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\_00037.html

### 令和4年度診療報酬改定内容の説明動画掲載先

厚生労働省動画チャンネル(YouTube)

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWhsLwM\_8xxhrRlyAiiVbYvm

### 令和4年度診療報酬改定について

令和4年度診療報 酬改定については、 同改定の基本方針に おいて、改定に当 たっての基本認識や 改定の基本的視点と 具体的方向性が示さ れており、それらに 沿って医科・歯科・ 調剤の改定が行われ たところです。

### 令和4年度診療報酬改定の基本方針(概要)

### 改定に当たっての基本認識

- ▶ 新興感染症等にも対応できる医療提供体制の構築など医療を取り巻く課題への対応
- ▶ 健康寿命の延伸、人生100年時代に向けた「全世代型社会保障」の実現
- ▶ 患者・国民に身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現
- ▶ 社会保障制度の安定性・持続可能性の確保、経済・財政との調和

社会保障の機能強化と持続可能性の確保を通じて、安心な暮らしを実現し、成長と分配の好循環の創出に貢献するという視点も重要。

### 改定の基本的視点と具体的方向性

- (1) 新型コロナウイルス感染症等にも対応できる効率的・効果的で 質の高い医療提供体制の構築【重点課題】
- 【旦体的方向性の例】
- ○当面、総統的な対応が見込まれる新型コロナウイルス感染症への対応○医療計画の見直しも念頭に新興感染症等に対応できる医療提供体制の構築
- に向けた取組
- ○医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価
- ○磁が破化でも当つが記によりに入がに次かり下Ⅲ ○外来を第の機能が16等 ○かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ深剤師の機能の評価 ○関心部(で表現・前附着護の確保 ○地域包括ケアシステムの推進のための取相

- (3) 患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現 【具体的方向性の例】 ○患者にとって安心・安全に医療を受けられるための体制の評価や医薬品の安定供給
- の地球等
   ○医療におけるにての利活用・デジタル化への対応
   ○アウトカムにも着目した評価の推進
   ○重点的な対応が求められる分野について、国民の安心・安全を確保する観点からの
- 適切な評価
- ○□腔疾患の重症化予防、□腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療
- シロニ 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価、薬局・薬剤師業務の 対物中心から対人中心への転換の推進、病棟薬剤師業務の評価
- (2) 安心・安全で質の高い医療の実現のための医師等の働き方改革等 の推進 【重点課題】
- 【具体的方向性の例 ○医療機関内における労務管理や労働環境の改善のためのマネジメントシステムの実践

- ○素的の声目には多っている。 の改善に向けての現組の評価 ○地域医療の確保を図る観点から早急に対応が必要な救急医療体制等の確定 ○令和3年11日間議決定された経済対策を踏まえ、看護の現場で働く方々の収 引上げ等に係る必要な対応について検討するとともに、負担軽減に資する取相・
- (4)効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上
- 【具体的方向性の例】 ○後発医薬品やバイオ後続品の使用促進
- ○費用対効果評価制度の活用 ○市場実勢価格を踏まえた適正な評価等
- ○重症化予防の取組の推進
- ○医師・病棟薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による医薬品の適正使用等の推進 ○効率性等に応じた薬局の評価の推進

https://www.mhlw.go.jp/content/1240000/000920420.pdf

出典:厚生労働省HP掲載 令和4年度診療報酬改定の概要【全体概要版】スライド4

### 厚生労働省担当者による改定ポイント

令和4年度診療報酬改定について、厚生労働省の担当者の方にお話を伺いましたので、次ページより 紹介いたします。

これは、 改称し要件の見直 加算の新設を実施したことです。 止対策加算を感染対策向上 感染症対策として、 まず大きなポイントとしては、 また、 単に有事の対応をどうす 外 来感染対策向上 しを行っ 従来の感染防 たとい 一加算に

なポイントを教えてくださ の診 改定の主

ウイルス感染症対策に診療報酬と

この2年間、

我々は新型

コ 口

いう立場から従事してまい

りまし

策を通

して浮き彫りになっ

た課題

新型コ

口

ナウイル

ス感染症

対

にどのように対応していくか

供体制 今後、 踏まえたものでもあるのではない 例えば、 かと考えています。 社会や国民の皆さんの行動変容を る見直しを実施したことです。 分化が進むよう、 ビデンスの状況も踏まえつ 口 に対する懸念や有効性に対する その他の個別論点については、 もう ナウイルス感染拡大を経て、 どのように取組が進んで オンライン診療は、 つい つの 7 术 イ 診療報酬に さらに機能強化、 ントは、 一方で、 医療提 新型 おけ

機関間 策の ない 連携を作るということが る 染症対策を通じてネ ゕ かとい 单 にとどまらず、 行 政 つ つ たところを感染症 かり組み込んだも 地 域 の医 -時から医 トワー 一師会で感 大事では -クや

### INTERVIEW

### 診療報酬改定 (医科)



厚生労働省保険局医療課 課長補佐 (令和4年3月取材時)

金光 一瑛

令和4年度診療報酬改定 I-3 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価

医協」という)でご議論いただき

央社会保険医療協議会

(以 下

いう視点で改定内容につ

4

て、

中

### 新興感染症等の対策に係る評価の主な見直し①

### 【感染対策に係る評価の新設】

### 1. 外来感染対策向上加算の新設

- 診療所について、平時からの感染防止対策 の実施や、地域の医療機関等が連携して実 施する感染症対策への参画(発熱患者の外 来診療等を実施する体制)を更に推進する 観点から、外来診療時の感染防止対策に係 る評価として、**外来感染対策向上加算**を新 設
- 中核的な医療機関である、感染対策向上加 算1に係る届出を行っている他の保険医療 機関に対し、定期的に院内の感染症発生状 **況等について報告**を行っている場合の評価 として、**連携強化加算**を新設
- **地域のサーベイランスに参加**している場合 の評価として、**サーベイランス強化加算**を 新設

### 2. 感染対策向上加算の改称・新設

- 感染防止対策加算を感染対策向上加算に改称し、平時 からの個々の医療機関等における感染防止対策の取組 や地域の医療機関等が連携して実施する感染症対策の 取組を更に推進する観点から要件を見直し
  - 保健所、地域の医師会との連携
  - 新興感染症等の発生を想定した訓練の実施
  - 新興感染症等の発生時等に患者の受入体制を有
- より小規模の感染制御チームによる感染防止対策に係 る評価として、**感染対策向上加算3**を新設
- 感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関が、 感染対策向上加算2、感染対策向上加算3又は外来感 染対策向上加算の医療機関に出向いて感染症対策に関 する助言を行った場合の評価として、指導強化加算を
- 感染対策向上加算2又は感染対策向上加算3に係る届 出を行った医療機関が、感染対策向上加算1に係る届 出を行った医療機関に対し、**定期的に院内の感染症発 生状況等について報告**を行っている場合の評価として、 **連携強化加算**を新設
- 地域や全国の サーベイランスに参加している場合の評 価として、サーベイランス強化加算を新設

さい 管理 くの した改 選択肢が た。 定でも重 前 用できる処方箋) 習慣病管理料の 重要です。 得ながら進め 実に進めて に導入しまし と考えています。 方のご意見を丁寧に聞きながら着 と考えています。 う、 回 働き方改革 かかりつ イドラインなどを踏まえ、 が必要なことだと思 不妊治療については生 小児 来の機能強 0 をさらに かというところも、 矢 改定に 疾患の 定 師 リフ か 点課題となりまし につい の It つ か 1, たが 引 Ó 働き方改 増えたと ィ ŋ 伸 管 医の考え方を踏襲 くも 7 き続き、 推進につ 見直しを行 つ 理 化 1 jν ば では、 関係者の て教えてく 0) 処 ij Ų や特定の くことが非常 のになって これ 方箋 診 仕 機能 療料 る革に関 1) 組 1) ます 今 うことだ 殖 1, み 調 は (反復利 領域 た。 を新た れまで 合意を 医師 や生 強化 7 いま 医 回 査 先生 いる 0) は 療 だ 連 改 加 検 0) 0 L

> ださい 定で心 担 が 1 けたことを教 一者とし て、 べえて の 改

てい

、ます

体制につ ました。

1,

ても、

価を引き上げ

看

護補助

体制や夜間

看

きちんと中医協委員に合意形成 禍で、「本当にできるの 今回 況の中でした。 0) 診療報酬 そのような 改定 ルかし は、 ٤ コ 4 口

令和4年度診療報酬改定 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価 I - 3

医協

で結論にいたっていただき、

ゴ

です。

さらに、

臨

時的

機動 たつもり

的

コ

口

ナ

対策を講じながらも中

は誠 てい

心誠

意、

準

備

を行

つ

ただけるよう、

事務局として

### 入院医療に係る評価の主な見直し①

### 【急性期入院医療・高度急性期入院医療】

す。

中

医協におい

ては、

デー

タ

٤

を得ら

れたことに感謝して

1

ま

新型コロナウイルス感染症の感染拡大において果たした医療機関の役割等も踏まえ、さらに機能 強化、分化が進むよう、見直しを実施。

### 1. 一般病棟入院基本料

体的には

地域医療体制確保加算

れに その

は

定

0)

時

蕳

を要します。

ため

0)

準備を

行

1

ます

が

ح 中

長期的な改定を行うにはなおさら、

ビデンスに基づく議論が

\*求めら

ħ 工

- ▶ 患者の状態に応じた適切な医療が提供されるよう、重症度、 **医療・看護必要度による評価の適正化**を実施するとともに、 **入院料の再編**を含めた見直しを実施
- ▶ あわせて、高度かつ専門的な医療及び高度急性期医療の提供 **に係る体制を有する医療機関**を新たに評価

### ●急性期一般入院料

- 重症度、医療・看護必要度の評価項目を見直し(心電図モ **ニターの管理を削除等)、該当患者割合の基準も見直し** (200床未満への緩和策も実施)
- 入院料の分類を、**7段階から6段階へ再編**し、機能分化を 後押し
- 重症度、 医療・看護必要度Ⅱを用いた評価の要件化につい て、病床数200床以上の急性期一般入院料1まで拡大
- 高度かつ専門的な医療及び高度急性期医療の提供に係る体 制を有する医療機関における診療を評価する観点から、急 性期充実体制加算を新設

### ●地域一般入院料

<u>データ提出加算を要件化</u>し、データに基づく評価を推進

### 2. 特定集中治療室管理料等

早期の回復への取組推進や、新興感染症等 の有事にも対応できる人材育成も踏まえた **新たな評価**を実施

を評価

するような評価体系となり

医師

務作業補助

体制加算は経

験

に 0)

要件を実効的となるように見 象医療機関を拡大するととも

対

直

点数も引き上げられ

ました。

0)

あ

る 事

医

師

事務作業補助者の配置

- ▶ **早期回復を目的とした取組**をさらに推進
- ✓ 重症度、医療・看護必要度Ⅱを導入し、看 護職員の負担を軽減
- 新興感染症等有事にも対応できる体制の構 築を評価する観点から、重症患者対応体制 強化加算を新設
- ✓ 重症患者等に対する支援に係る評価を推進 する観点から、重症患者初期支援充実加算 を新設
- ✓ 早期回復を目的とした取組に係る評価の対 象病室の見直し等を実施
- ✓ 早期回復を目的とした取組を実施している 治療室において、ECMO等を実施する場合 の算定上限日数を延長
- ✓ <u>人工呼吸、ECMOに係る新たな評価</u>を実施

出典:厚生労働省HP掲載 令和4年度診療報酬改定の概要【全体概要版】スライド9

様々なデータに基づく資料が求められます。一方で、コロナ対策に係る議論では、十分とは言えない係る議論では、十分とは言えない年で、それを用いて議論を行っていただき、れを用いて議論を行っていただき、中医協において、ある意味、2種中医協において、ある意味、2種中医協において、ある意味、2種の合意形成をしていくことが求められたという点で、これまでにはない難しさがありましたが、なんとか達成できたのではないか、と思います。

そのほか、医療機関の方だけでなく、国民の皆さんにとっても分かりやすい診療報酬改定とするため、改定説明資料の全体のフォーマットをできるだけ揃えたり、YouTubeで会話だけ揃えたり、YouTubeで公開している説明動画はコンパクトにまとめ、ご覧いただきやすいよう工夫しまし

さいた今後の展望をお聞かせくだ――次期診療報酬改定に向け

既に中医協及び入院・外来医療等いては、当面の重要な課題です。看護職員の処遇改善の取組につ

応していかなければならないことが、次期同時改定でしっかり対けた準備も行っていく必要があります。医療提供体制で浮き彫りにます。医療提供体制で浮き彫りにすった課題について、今回の改定すが、次期同時改定でしっかり対

います。協での議論が進められるものと思いますは、今回の改定結果についまずは、

もあります。

# さい 望などがあればお聞かせくだ ――最後に、支払基金への要

けたらよいと思っています。 今回の改定では、一部の検査等の診療行為について、レセプト請 関の先生方や審査事務を担われて いる方々と引き続き連携しながら、 がることとなりました。審査委 がのに診療報酬制度が運営されていくように、お互いに協力してい いくように、お互いに協力していいくように、お互いになっています。

### INTERVIEW

### 診療報酬改定 (歯科)



厚生労働省保険局医療課課長補佐 課長補佐 (令和4年3月取材時)

大平 貴士

# なポイントを教えてください―――今回の診療報酬改定の主

今回のポイントとしては、患今回のポイントとしては、患ります。

具体的には、かかりつけ歯科医の機能の充実や、質の高い歯科医療の提供の推進及び地域包括ケアシステムの推進のための取組です。安心・安全で質の高い医療の実現に向けた対応については、口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進等を挙げていした歯科医療の推進等を挙げていした歯科医療の推進等を挙げている。新型コロナウイルス感染症

引上げを行っています。
も踏まえた歯科外来診療における
を療提供体制を確保するという観
を療提供体制を確保するという観
で歯科初診料及び歯科再診料の
点で歯科初診料及び歯科再診料の

見直しを行いました。
との重症化予防に関する取組のな疾患である歯周病及びう蝕に対な疾患である歯周病及びう蝕に対な疾患がある歯のに対しての重症化予防の推りである歯科のに関しては、歯科のに関しては、歯科の決定で行われてい

また、平成30年度診療報酬改定れ対象患者の範囲を拡充している、ライフスルら対応を行っている、ライフスルとして、口腔機能管理料について、それぞい性機能管理料について、それぞれ対象患者の範囲を拡充している

5, だい です。 定期 険 Ų 部 0 安定期治 7 周 導 考 医協で か 歯周 C 分 7 か 面 と考 ŋ が 7 1 0 1, 病 で A 直 保険 安 予 診 療 歯 3 固 価 1, づ 病 るところ 7 0 は M 周 5 パ 定期 療を えて 防 ま 療 II安定期 n 0 保険 有 冠 議 見 は、 ク L 適 0 1 項 診 る 0 さなら 論 た。 直 治 観 ٤ 安 1 療 用 以 ところ 技 目 1) 導 A は が が 7 ま となるこ 療 1 点 1 治 所 で 降 定 術 入が 平 D うご を 0 異 n 療 す 大き が す 順 0 か 期 を が 成 方で なること 行 I 推 5 2 I 関 次 で 評 お 治 す。 C 意 26 ٤ 7 1) 進 n (1 わ 適 きな見 価 聞 年 Α た結 見 歯 た II歯 歯 今 す 包 0 用 ること 0) か の は C M を 括 口 を か 見 を 周 周 周 で る 評 せ 果、 6 統 た か క は 拡 直 イ 直 病 病 1, 病 ィ A 6 た 価 大 保 合 め 0) 0 か D n 安 な

す。

C

A

Μ

1

レ 大

1

だと

恵

つ

7

1)

ŧ

新

設

で

番

**કે** 

1

も

0)

は

C

A

D

ろで 科診 要と考え 11 る 徐 状 せ 々 か て す。 1 況 7 療 か 教え 6 ŋ で で 所 7 あ 届 は か は 0 てく Ď, なく 1 あ 出 lt ま ń を 歯 、ださ よす。 さら 行う 後 科 τ す は ŧ 医 が 引き 歯 な 1 機 増 能 る 科 17 続き 拡 加 診 な 強 化 充 Ü 療 1 7 所 ع 拡 刑 は 重 1, 充 歯

直

や 科

新 診

設 療

さ

れ **(7)** 

た 施

項 設

上

基 B

0

新設 イン たところです を 療 П Ĭ 腔 先ほど説 所 的 は 関 ィ 1 対 オ わ 0) 明 象と 新設 るも た フ 1 腔 が IV 0 で 大 細 ./\_ 患者を 菌 感 あ 部 Α 染 定 る 分 D 量 症 0 限 検 方 歯 C 0) 定 診 科 査 で Α 0) 断 診 M

令和4年度歯科診療報酬改定のポイント

### 効率的・効果的で質の高い医療提供体制の構築

【かかりつけ歯科医の機能の充実】

ては、 常紋

を **%** 

撮影

がする歯

科

ラ

撮影

か

診断

す

Ź

方法が

ŋ

で

た

が

エ

3

ス

線

0) あ

射 ŧ

範 せ

囲 ん

を

限 L

定

局

肿

的 ク

な撮

影

を 照

とで被ば

**帰量を抑** 

える

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準の見直し

また今回新設

た

歯

科

層

撮影に

うい

7

は

n

ま

異

扼

反射 全体

を有する

患者

対 で ラ

施設基準について、地域における連携体制に係る要件等の見直し

### 【地域包括ケアシステムの推進のための取組】

- 総合的医療管理に係る医科歯科連携の推進
  - 口腔に症状が発現する疾患の医科歯科連携を推進するため、総合医 療管理加算等について対象疾患及び対象となる医療機関の見直し
- 在宅医療における医科歯科連携の推進
  - 診療情報提供料(I)歯科医療機関連携加算について、対象医療機 関及び患者の拡充【医科点数表】

### 【質の高い在宅歯科医療の提供の推進】

- 20分未満の歯科訪問診療の評価の見直し
  - 歯科訪問診療の実態を踏まえ、診療時間が20分未満の歯科訪問診療を行った 場合の見直し
- 在宅療養支援歯科診療所の施設基準の見直し
  - 質の高い在宅歯科医療の提供を推進するため、在宅療養支援歯科診療所1及 び2の施設基準について、歯科訪問診療の実績要件等を見直すとともに、施設 基準に関連する評価の見直し

### 患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現

### 1.口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進

### 【歯科外来診療における感染防止対策の推進】

- 施設基準に新興感染症に関する研修を追加するとともに、歯科初診料・再
- (歯科初診料:261点→264点、歯科再診料:53点 → 56点) 【ライフステージに応じた口腔機能管理の推進】
- 口腔機能管理料の対象患者の見直し
  - 口腔機能の低下がみられる年齢等の実態を踏まえ、対象患者の範囲 を65歳以上から50歳以上に拡充
- 小児口腔機能管理料の対象患者の見直し
  - 口腔機能の発達不全がみられる年齢等の実態を踏まえ、対象患者 の範囲を15歳未満から18歳未満に拡充

### 【歯科固有の技術の評価の見直し】

- 新規技術の保険導入等
- CAD/CAMインレ
- 口腔細菌定量検査
- 先天性疾患等に起因した咬合異常に対する歯科矯正の適応症の拡充 など
- 歯科用貴金属材料の随時改定の見直し

### 【歯科口腔疾患の重症化予防の推進】

- 歯周病の重症化予防の推進
  - 歯周病安定期治療(I)及び(I)について、整理・統合するとともに、 評価を見直し

### う蝕の重症化予防の推進

- ラッ化が洗口指導について、現在の罹患状況等を踏まえ、対象患者の 範囲を13歳未満から16歳未満に拡充 フッ化物歯面塗布処置について、初期の根面う蝕に係る対象患者の範
- 囲に在宅療養患者に加えて65歳以上の外来患者を追加

### 【歯科診療所と病院の機能分化・連携の強化】

- 歯科診療特別対応連携加算の見直し
- ・ 施設基準に他の歯科医療機関との連携を加えるとともに評価を引き上げ

### 2.医療におけるICTの利活用・デジタル化への対応

- 情報通信機器を活用した在宅歯科医療の評価
  - 訪問歯科衛生指導の実施時に、歯科医師が情報通信機器を用いて状態を 観察し、当該観察の内容を次回以降の診療に活用した場合の評価を新設

出典:厚生労働省HP掲載 令和4年度診療報酬改定の概要【全体概要版】スライド60

絞扼反射を有する患者に限定して 機器は限られており、対象も異常 歯科部分パノラマ断層撮影につい ては、現時点では撮影可能な医療 に対して評価したものです。この

## 定で心がけたことを教えてく -担当者として、今回の改

考えました。 者さんに必要な歯科医療を提供す 要件をどう設定していくのか、患 患者さんが本来あるべき歯科治療 るためにはどうすればよいのかを を受けられるように、診療報酬の を受けられる患者さんです。その 療機関であり、ひいては歯科治療 診療報酬を享受するのは歯科医

ら進めたところです。 要であり、医療関係団体や関係学 生方のご意見を把握することは重 会等からのご意見等を踏まえなが また、治療に当たられている先

当たる先生方が混乱されないよう 限り活用し、同様の解釈であるこ とを理解いただき、実際に臨床に に似たような体系や構文をできる さらに、これまでの告示・通知

> 患者さん、国民の皆さんにとって 専門的な言葉や新しい言葉を使わ も分かりやすいよう、できる限り ないように心がけました。 改定説明資料の作成に当たっても に工夫をしたつもりです。また、

### さい た今後の展望をお聞かせくだ 次期診療報酬改定に向け

要なテーマではないかと考えます。 防というのはもともと大きなテー ています。 後も引き続き、診療報酬改定の重 密に連携を取る必要があると考え に貴重であることから、 れている先生方からの意見は非常 柱にもなっている部分であり、今 マであり、歯科の診療報酬改定の また、レセプトの審査に当たら かかりつけ歯科医機能、 長期管理及び歯周病重症化予 引き続き

**%** CAD/CAMインレー…レジン クス(陶磁器)を合わせた素材の詰 (歯科用プラスチック)とセラミッ

調剤管理料、服薬管理指導料の見

直しを行いました。調剤料で評価

理指導料について、薬剤調製料、 う点です。調剤料と薬剤服用歴管

 $\frac{*}{2}$ CAD/CAM冠…レジン (歯科用 磁器)を合わせた素材のかぶせ物 プラスチック)とセラミックス(陶

**%** 

頭部、喉頭部、ときには口腔の各部異常絞扼反射…舌根部、軟口蓋、咽

位の刺激により誘発される吐物を伴 わない嘔吐様の反射

### INTERVIEW

### 調剤報酬改定



厚生労働省保険局医療課 課長補佐 (令和4年3月取材時)

今回の診療報酬改定の主

なポイントを教えてください

した。 進です。これまでの改定でも進め 価体系自体を大きく見直したとい てきた方針をさらに進めていきま 物中心から対人中心への転換の推 これまでとの大きな違いは、 まず一つ目は、薬剤師業務の対

していた業務について、

薬剤師の

見えるようにして、評価を切り分 見えづらい業務を今回の改定では

小川 雄大

で、 のポイントになります。 ました。これが一番大きな見直 として評価を行うということにし 基づき処方内容の判断をして調剤 処方箋の処方内容や患者さんの薬 剤料で評価していたもののうち、 料として切り分けました。その調 監査するという業務を、薬剤調製 けたというものです。 は、やはり患者さんを見て行う対 設計を行うといった部分について 剤の服用状況、患者さんの状況に の調剤や調製、取り揃え、それを 人業務的な要素を含んでいますの 具体的には、対物業務として薬 調剤管理料の中で薬学管理料

ただ、対物から対人へといって

を有効 が でき Ę 直 行 と考えて まにした上 本 型 もう It 地域にお うことが あ j ٤ いまし 加算が 局 機 等 料 対 か、 コ 方 る 7 わ に対 後 評 で、 能 と考え 物 オ П 7 12 0) 12 け 八業務 発医 加算 後 7 つ 7 P 評 つ る で 業務自 つ 価 発医 で 在宅 ラ ゥ 地 薬 る 人業 ٤ は 0 1, 価 つ 1) 1) 0) 薬 ま 局 ところです 今後求めら 4 7 を なく 1 域 7 7 7 見 が ポ 1) 0) 実施 支援 IV ょ 薬 は は 務に充てて 1) う 80 体 品 0 つ 直 0) 0 体 イ 服 ろに ス う % 調 品 適 機 多 機 効 て 前 て、 をやら 系 1) な形 体制 店舗 能と 薬指導に 感 ŀ を 自 剤 0 切 能 薬 7 ٤ 率 提 達 当 使 化 対 7 染 ٤ 体 体 を 局 は L 0) で見直 一然そ なく 成 は 評 効 L 制 用 加 適 て、 物 7 症 有 n 上 0) を 1, た時 業務 7 した そ 算 有 率 で、 0 加 促 価 l か 正 7 1) 1, は 調 影 0) 算 進 を 7 化 す 性 < 必 7 つ 0) か 1, n 1, 場 響 剤 間 要 క ŋ

きな違 まで では IJ う 12 価 1) て、 つ 剤 が ただが ć ٤ ます うこと 師 IJ フ 1) つ 薬機 薬を出 なく、 7 者さん自身 7 が フ イ ア が ક્ Ō 7 4. ッ ıν 0 実 つ 10 1 7 \$ も設定 プを適 て、 施 かり 処 ح 法 は 処 IV 継続的 今回、 方箋で 処方箋 して終 特に 方 上 な す る 業務 を 服 診 が 0 服 切に 追 中 Ó は IJ 行 薬 療 ٤ ことに 薬 になっ 薬物 で義 考えて 加 管 診 わ フ 報 を あ で ゎ 期 実施 療報 n l 理 ŋ 7 1 酬 行 つ あ 間 指 ٤ 7 務 7 オ 治 1 IV 上 つ 7 つ **t**, 中 導 だ 酬 ま 療に 7 7 化 0) 1) U 口 1) 1) \$ 3 う せ 7 ま 料 上 か 評 ま て る 1 U フ 患 す らと 0) 0) n T お ん。 価 す ゎ 要 評 大 薬 オ

### 報酬 しも 教 直 え を 行 てく 行 つ わ フ 1 n 、ださ 1 まし 7 てもそ ル 1) 処 る 方 n ځ p 踏 か 5 まえ つ 61 調

措置

が

行

わ

n 薬

7

ŋ

7

n 特

を

えた薬機

法に

基

づ お 導

ıν

IV

0)

見 踏 的

直

剤

を

用 12

1)

た服

指

など

0 報

例 信機 て、

薬事

規

制

法

※ 4 上

0)

ıν

つ

1,

て

電

話

P

情

通

### 令和4年度調剤報酬改定のポイント

### 薬局薬剤師業務の対物中心から対人中心への転換の推進

【薬局薬剤師業務の評価体系の見直し】

### 調剤業務の評価体系の見直し

- 調剤業務の評価について、対物業務である薬剤調製や取り揃え・監査業務の評価と、 患者に応じた対応が必要となる処方内容の薬学的知見に基づく分析、調剤設計等
- 及び調剤録・薬剤服用歴への記録の評価への再編
  重複投薬・相互作用の防止等に係る加算の位置付けの見直し
- 複数の医療機関から6種類以上の内脈薬が処方された患者が薬局を初めて利用する場合等において、必要な薬学的分析を行った場合の評価を新設

### 服薬指導等業務の評価の見直し

薬学的知見に基づく服薬指導と薬剤服用歴等への記録、薬剤の使用状況等の継 続的な把握等に係る評価への再編

### 外来服薬支援に係る評価

多種類の薬剤が投与されている患者等における内服薬の一包化及び必要な服薬指 導について、評価の位置付けの見直し

### 【対人業務の評価の拡充】

- 糖尿病患者に対する調剤後の状況の確認等の評価の拡充
  - インスリン等の糖尿病治療薬の調剤後に、電話等で服用状況や副作用等を確認し、医師 に結果を報告することなどの評価を拡充
- 医療的ケア児に対する薬学的管理の評価
  - 医療的ケア児である患者に対して、患者の状態に合わせた必要な薬学的管理及び指導を 行った場合の評価を新設
- 入院時の持参薬整理の評価
  - 医療機関からの求めに応じて、薬局において入院予定の患者の服用薬に関する情報等の 把握と持参薬の整理、医療機関への情報提供を行った場合の評価を新設
- 減薬提案に係る情報提供の評価の見直し
- 処方された内服薬に係る減薬の提案による実績に応じた評価への見直し
- 同一薬局の利用推進
  - かかりつけ薬剤師と連携して必要な指導等を実施した場合を特例的に評価

### 薬局の機能と効率性に応じた評価の見直し

- 調剤基本料の評価の見直し
  - 損益率の状況等を踏まえた、同一グループ全体の処方箋受付回数が多い薬局及び 同一グループの店舗数が多い薬局に係る評価の見直し
- 特別調剤基本料の見直し
  - 敷地内薬局について、医薬品の備蓄の効率性等を考慮した評価の見直し

### > 地域支援体制加算の要件及び評価の見直し

- 調剤基本料の算定、地域医療への貢献に係る体制や実績に応じて類型化した評価体系
- 災害や新興感染症の発生時等における医薬品供給や衛生管理に係る対応など、地域に おいて必要な役割を果たすことができる体制を確保した場合の評価の新設
- 後発医薬品の調剤数量割合が高い薬局の評価
- 後発医薬品の調剤数量割合の基準の引き上げと評価の見直し
- 後発医薬品の調剤数量割合が低い場合の減算規定の評価の見直しと範囲の拡大

### 在宅業務の推進

- 緊急訪問の評価の拡充
- 主治医と連携する他の医師の指示による訪問薬剤管理指導を実施した場合を評価 在宅患者への薬学的管理及び指導の評価の拡充
- 医療用麻薬持続注射療法が行われている患者に対する、在宅での療養の状況に応 じた薬学的管理及び指導を行った場合の評価の新設
- 中心静脈栄養法が行われている患者に対する、在宅での療養の状況に応じた薬学 的管理及び指導を行った場合の評価を新設

### ICTの活用

- 外来患者及び在宅患者へのオンライン服薬指導の評価
  - 薬機法改正を踏まえたオンライン服薬指導を実施した場合の評価の見直し
- 外来患者へのオンライン資格確認システムの活用の評価
  - オンライン資格確認システムを通じて患者の薬剤情報又は特定検診情報等を取得し、 当該情報を活用して調剤等を実施することに係る評価の新設

66

出典:厚生労働省HP掲載 令和4年度診療報酬改定の概要【全体概要版】スライド66

があるのではないかと思います。 り、しっかり取り組んでいく必要 という点は重要であると考えてお

### ださい 系の見直しについて教えてく 薬局薬剤師業務の評価体

と自体を変えたつもりはありませ 薬局薬剤師に実施していただくこ 基本的に、全体の枠組みとして

行っております。 管理料で評価するということを 要素が強いものについては、 一方で、評価の中で対人業務の

必要に応じて医師へフィードバッ が薬を飲めているかを確認したり、 なく、その後もきちんと患者さん とで、今回の改定を行っています。 めて薬学管理料の中で評価するこ クをしたり、そういった対応も含 包化して終わりというわけでは また、一包化加算については、

## 定で心がけたことを教えてく 担当者として、今回の改

れだけその影響があるのか、でき 調剤料を見直すに当たって、ど

> になっていると思います。 個々の薬局、ミクロの分析は難し きちんと評価されるような仕組み 行い適正にやっておられる薬局が、 結果を使って、影響の評価などを いのですが、医療経済実態調査の 全体の財政影響は確認しています。 討するのは少し大変でした。特に 要な見直しを行うということを検 る限り影響が少ない形、 かつ、

部薬学管理料になったことから、 調剤管理料の位置づけを薬学管理 でと同程度となるよう手当てして 例えば時間外加算の影響をこれま 料としており、調剤料の点数が一 いくことが大変でした。 全体の体系の見直しに当たって、

だけやって、これだけ頑張ってい ういうメリットがあるというデー あるか、医療機関、医師との連携 患者さんにとってどれだけ利益が がしづらいのが現状です。やはり ますというデータだけだと、評価 タが求められます。 において、薬物治療全体としてこ に当たっては、薬局薬剤師がこれ 決めていくのですが、薬局の評価 して、中医協でご議論いただいて 当然エビデンスベースで評価を

> す。 だけ薬局の業務が評価されるのか がポイントになってくると思いま 医師や患者さんにとって、どれ

### さい た今後の展望をお聞かせくだ 次期診療報酬改定に向け

ころが、今後の検討のポイントの のような形が適切なのかというと 剤数に応じた評価で良いのか、ど が、今の調剤料のような、 しました。この調剤管理料の評価 直しを行って、調剤管理料を新設 一つになると考えています。 今回、大きな調剤報酬体系の見 日数や

も新たな見直しは必要であると考 えています。 また、後発医薬品加算について

思っています。 ちり算定できているのか、そうい のか、既存の対人業務がきちんと う中で、今回在宅の点数をいくつ うところを見て考えていきたいと できているか、また、評価がきっ の点数がしっかり算定できている か新設していますが、まずは今回 次は医療と介護の同時改定とい

今回大きな見直しを行った部分

要があります。 については細かく分析していく必 さらに、令和5年1月に運用開

したい部分があればお聞かせ これはかなり大きなポイントに なってくると思います。 始予定の電子処方箋もありますし、 ―最後に、支払基金に期待

ください

が適正なレセプト請求を実施して ていて、その結果を踏まえて薬局 改定に向けて検討を進めていきた まっている部分もあるかもしれな の観点で難しい報酬体系にしてし をしたいと思います。また、審査 すので、引き続きそうしたお願い いけるようご提案いただいていま いていろいろな分析をしてもらっ いと考えています。 相談させていただきながら、 いので、そういった点についてご 支払基金のレセプト審査に基づ

 $\frac{*}{4}$ 薬機法…医薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の確保等に関

### レセプト請求に当たって留意すべき主な項目

### 医科

①電子的保健医療情報活用加算の新設

### 概要

- ★マイナンバーカードを保険証として利用できる「オンライン資格確認」については、令和3年10月から本格運 用が開始されたことにより、保険医療機関等において患者の薬剤情報又は特定健診情報等の閲覧が可能とな り、診療等に活用できるようになったことを踏まえ、当該情報を活用して診療等を実施することに係る評価 として、電子的保健医療情報活用加算が新設された。
- ★電子的保健医療情報活用加算については、施設基準<sup>\*5</sup>において、オンライン資格確認を行う体制を有してい ることに加え、オンライン請求を行っている保険医療機関と定められた点数であることから、当該加算の新 設により、レセプトのオンライン請求及びオンライン資格確認導入の推進が期待される。
  - ※5 令和4年3月4日付け厚生労働省保険局医療課長通知保医発0304第2号
    - 別添1 第1の7 電子的保健医療情報活用加算
      - 1 電子的保健医療情報活用加算に関する施設基準 (1) 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていること。
- (2) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有し ていること。
- (3) オンライン資格確認システムを通じて患者の薬剤情報又は特定健診情 報等を取得し、当該情報を活用して診療等を実施できる体制を有してい ることについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

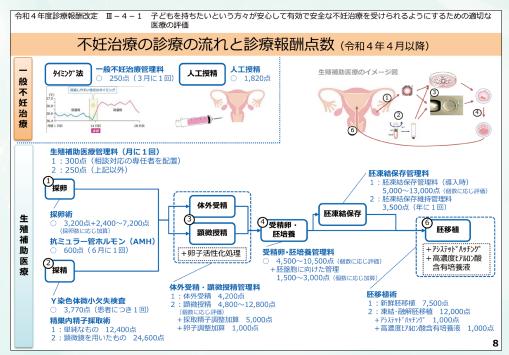
### 請求の留意点

- ★電子的保健医療情報活用加算については、施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対して、オンラ イン資格確認により、当該患者に係る診療情報等を取得した上で診療を行った場合に、月1回に限り7点又は 4点を初診料又は再診料・外来診療料に加算する。ただし、 同一月に7点又は4点の併算定はできない。
- ★初診の場合であって、当該患者に係る診療情報等の取得が困難な場合\*6等にあっては、令和6年3月31日まで の間に限り、3点を初診料に加算する。
  - ※6 令和4年3月31日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送 付について(その1)」別添1問32及び同年4月28日付け同課事務連絡「同(そ の7)]別添問1 抜粋
    - 実際に患者が個人番号カードを持参せず、診療情報等の取得が困難な場合
- 患者の個人番号カードが破損等により利用できない場合や患者の個人 番号カードの利用者証明用電子証明証が失効している場合
- 電子資格確認を行った結果、患者の診療情報等が存在しなかった場合

### ②不妊治療の保険適用(一般不妊治療・生殖補助医療)

### 概要

- ★不妊治療の保険適用に係る政府方針を踏まえ、中医協による検討を経て、子どもを持ちたいという方々に対 して有効で安全な不妊治療を提供する観点から、不妊治療に係る医療技術等の評価(一般不妊治療・生殖補 助医療)が新設された。
- ★一般不妊治療に係る点数 (一般不妊治療管理料・人工授精) 及び生殖補助医療に係る点数 (生殖補助医療管理 料・胚移植術等)が新設されたほか、生殖補助医療において追加的に実施される場合があるものの中には、先 進医療として実施されるものがある。



出典:厚生労働省HP掲載 令和4年度診療報酬改定の概要【不好 I】 スライド8 https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000911818.pdf

### 請求の留意点

- ★一般不妊治療及び生殖補助医療に係る点数については、厚生労働省告示及び関連通知における各算定要件・ 施設基準を満たす保険医療機関において算定\*\*7することができる。
  - ※7 一般不妊治療管理料の算定要件<令和4年3月4日厚生労働省告示第54号 抜粋>

B001 特定疾患治療管理料

32 一般不奸治療管理料 250点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとし て地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、 入院中の患

者以外の不妊症の患者であって、一般不妊治療を実施しているも のに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理を継続し て行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、3月に1回に 限り算定する。ただし、区分番号B001の33に掲げる生殖補助 医療管理料を算定している患者については算定しない。

- ★告示及び通知のほか、令和4年3月31日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について (その1)」の別添2「医科診療報酬点数表関係(不妊治療)」において、不妊治療に係る診療報酬上の取扱い<sup>\*8</sup>が 示されている。
  - ※8 令和4年3月31日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送 付について(その1)」抜粋

別添2「医科診療報酬点数表関係(不妊治療)」

- 問1 不妊症の原因検索の検査や不妊症の原因疾病に対する治療等を実施 する場合、一般不妊治療管理料は算定可能か。
- (答) 算定不可。一般不妊治療とは、いわゆるタイミング法及び人工授精 をいい、一般不妊治療管理料は、不妊症と診断された患者に対して、 当該患者の同意を得て、いわゆるタイミング法又は人工授精に係る計 画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行うなど、 必要な要件を満たす場合に算定する。

### ③レセプト摘要欄の記載事項の改正(診療行為・医薬品・検査値)

### 概要

- ★診療行為の請求に当たってレセプト摘要欄に記載する事項(以下「診療行為記載事項」という。)については、支 払基金業務効率化・高度化計画(平成29年7月4日)における「コンピュータチェックに適したレセプト様式の 見直し等」の取組等として、平成30年度診療報酬改定にて一部項目に選択式記載コード\*9化が導入され、令 和2年度診療報酬改定により更に対象項目が拡充されたところであり、令和4年度診療報酬改定において全て の項目(722項目)に選択式記載コード化が導入された。
  - ※9 選択式記載に対応したコメントとして設定されているレセプト電算処理システム用コード
- ★医薬品の請求に当たってレセプト摘要欄に記載する事項 (以下 「医薬品記載事項」 という。) については、従前、 フリーコメントで記載されていたが、医療従事者の負担軽減や業務効率化の観点から、既に導入されている 診療行為記載事項と同様、全ての項目 (136項目) に選択式記載コード化が導入された。
- ★診療行為記載事項及び医薬品記載事項については、全ての項目に選択式記載コード化が導入されたことから、 コンピュータチェックに取り込むことで、より効率的かつ効果的な審査を実施することが可能となる。
- ★審査支払機能の在り方に関する検討会報告書(令和3年3月29日)の中で「検査値データについては、審査の質 と効率を高めることができるものについて、学会等のガイドラインも踏まえ審査の参考情報として提出する ことを含め検討を行う」とされたことを踏まえ、中医協による検討を経て、一部の検査等の診療行為及び医 薬品の請求に当たっては、レセプト請求時にあらかじめ検査値を記載することとされた。
  - レセプト摘要欄に検査値を記載する事項(以下「検査値記載事項」という。)については、令和4年10月診療分 以降、DPC病院からの電子レセプト請求による場合に限り記載するものとされており、審査支払機関から のレセプト返戻による医療機関の再請求に係る事務負担軽減を図るものとして32項目が定められた。
- ★レセプト摘要欄の各記載事項の項目 数(選択式記載コード対象項目数/全 項目数)

記載事項	平成30年度改定	令和2年度改定	令和4年度改定
診療行為	124/562 (22.1%)	591/615 (96.1%)	722/722 (100.0%)
医薬品	_	_	136/136 (100.0%)
検査値	_	_	32/32 (100.0%)

### 請求の留意点

- ★診療行為記載事項は記載要領通知<sup>\*10</sup>別表 I(医科・歯科・調剤)、医薬品記載事項は同別表 II(薬価基準)及 び検査値記載事項は同別表Ⅲ(検査値)として、それぞれ定められた。
  - ※10 令和4年3月25日付け厚生労働省保険局医療課長通知保医発0325第1号
  - ·記載要領通知別表 T (医科) 抜粋

но	10. 从 10. M								
項番	区分	診療行為 名称等	記載事項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和4年4 月1日適用			
	A000	00 初診料 -	(B)						
			(注5のただし書に規定する2つ目の診療科に係る初診料を算定した場合) 2つ目の診療科の診療科名を記載すること。	830100002	2つ目の診療科(初診料);******				
			(情報通信機器を用いた診療を行う際に、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って診療を行う場合) 当該指針において示されている一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診に適さない症状」等を踏まえ、 当該診療が指針に沿った適切な診療であることを記載すること。		オンライン診療の適切な実施に関する指 針に沿った適切な診療である(初診料)	*			

·記載要領通知別表Ⅱ(薬価基準)抜粋

项番	医薬品名称	効能・ 効果	記載事項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
	アイモビーグ 皮下注70mg ペン		本製剤に関する治療の責任者として配置されている医師について、以下のアに該当し、イ~オのいずれかの学会の専門医の 認定を有していることとされているため、投与開始に当たっては、以下のア~オのうち該当するものを記載すること(「医師要	820600001	医師要件ア (アイモビーグ皮下注70mgペン)
		ビーグ	時度を行りていることされているため、技学研究に当たりは、以下のアペイのソウは当りるものを記載りること(区画安 作ア]から「医師要件力」までのうち該当するものを全て記載)。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、頭痛を呈する疾患の診療に5年以上の臨床経験を有している。 イ 日本神経学会 ウ 日本頭痛学会 エ 日本内科学会(総合内科専門医)	820600002	医師要件イ(アイモビーグ皮下注70mgペン)
1				820600003	医師要件ウ(アイモビーグ皮下注70mgペン)
				820600004	医師要件エ(アイモビーグ皮下注70mgペン)
			才 日本脳神経外科学会	820600005	医師要件オ(アイモビーグ皮下注70mgペン)

·記載要領通知別表Ⅲ(検査値)抜粋

	项番	区分等	診療行為 名称等	記載事項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言		重複するレセプト電算 処理システム用コード
I	1	D009の8	前立腺特異抗原 (PSA)	(3月に1回を超える算定の場合) 当該検査の実施年月日及び前回測定値を記載すること。	880100012	検査実施年月日及び検査結果(前立腺特異抗原(PSA));(元号) vv"年"mm"月"dd"日" 検査値:*********	I	850100164

- ★記載要領通知により定められた各別表の記載必 須月\*11は右表のとおり。
- ★検査値記載事項については、令和4年3月31日 付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解 釈資料の送付について(その1)」の別添4「医科

別表	記載必須月		
別茲	記載事項	選択式記載コード	
別表 I (令和 4 年 4 月 1 日適用の旨が表示されたコード <u>以外</u> )	令和4年4月~	令和4年4月~	
別表 I (令和4年4月1日適用の旨が表示されたコード)	令和4年4月~	令和4年10月~	
別表Ⅱ	令和4年4月~	令和4年10月~	
別表Ⅲ(DPC対象病院のみ)	令和4年10月~	令和4年10月~	

※11 各別表において記載事項及び選択式記載コードの記載が必須となる診療(調剤)月

診療報酬点数表関係 (費用請求) | において、当該検査実施料及び当該薬剤料を算定してよいとする検査値が 示されるとともに、当該検査値以外にあっては従前のとおり医学的判断によるとする取扱いが示されている。

### ①歯周病安定期治療

### 概要

### 歯周病安定期治療(I)と歯周病安定期治療(I)の統合による包括診療行為の明確化

- ★これまでは、歯周病安定期治療<sup>※12</sup>には、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所において算定する(Ⅱ)とそ れ以外の医療機関において算定する(I)があり、それぞれ包括される診療行為が異なっていた。
- ★これらが統合されたことにより、包括される診療行為 (区分番号I000−2に掲げる咬合調整 (「ロ 二次 性咬合性外傷の場合」として行った場合に限る。)、区分番号I010に掲げる歯周病処置、区分番号I011 に掲げる歯周基本治療、区分番号 I 0 2 9 - 2 に掲げる在宅等療養患者専門的口腔衛生処置及び区分番号 Ⅰ030に掲げる機械的歯面清掃処置)が明確になり、医療機関からの適正な請求が見込まれる。
- ★なお、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所において、歯周病安定期治療を開始した場合は、かか りつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算として、120点を所定点数に加算することとなった。
  - ※12 歯周病治療において、一時的に病状が安定した状態にある患者への治療を包括的に評価した診療行為

### 【改正前】

### <告示 令和2年3月5日付け厚生労働省告示第57号> 抜粋

- I 0 1 1 2 歯周病安定期治療(I)
  - 200点 1 1 歯以上 10 歯未満
  - 2 10 歯以上20 歯未満 250点
  - 3 20 歯以上 350点
- 注1 一連の歯周病治療終了後、一時的に病状が安定 した状態にある患者に対し、歯周組織の状態を維持 するためのプラークコントロール、スケーリング、 スケーリング・ルートプレーニング、咬合調整、機 械的歯面清掃等の継続的な治療(以下この表にお いて「歯周病安定期治療(I)」という。)を開始し た場合は、それぞれの区分に従い月1回に限り算定 する。
- 1011-2-2 歯周病安定期治療(Ⅱ)
  - 1 1歯以上10歯未満 380点
  - 2 10 歯以上 20 歯未満 550 点
  - 830点 3 20 歯以上
  - 注1 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所におい て、一連の歯周病治療終了後、一時的に病状が安 定した状態にある患者に対し、歯周組織の状態を維 持するためのプラークコントロール、歯周病検査、 口腔内写真撮影、スケーリング、スケーリング・ルー トプレーニング、咬合調整、機械的歯面清掃等の継 続的な治療(以下この表において「歯周病安定期 治療(Ⅱ)」という。)を開始した場合は、それぞれ の区分に従い、月1回に限り算定する。

統合

### 【改正後】

### <告示 令和4年3月4日厚生労働省告示第54号> 抜粋

- 1011-2 歯周病安定期治療
  - 1 1 歯以上 10 歯未満 200点
  - 2 10 歯以上 20 歯未満 250点
  - 3 20 歯以上 350点
  - 注1 一連の歯周病治療終了後、一時的に病状が安定した状態にある患者に対し、歯周組織の状態を維持するための プラークコントロール、スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング、咬合調整、機械的歯面清掃等の継 続的な治療(以下この表において「歯周病安定期治療」という。)を開始した場合は、それぞれの区分に従い月1 回に限り算定する。

### 【改正前】

### <通知 令和2年3月5日付け厚生労働省保険局医療課長通知保医発0305第1号> 抜粋

- I 0 1 1 − 2 歯周病安定期治療 (I)、I 0 1 1 − 2 − 2 歯 周病安定期治療(Ⅱ)
  - (9) 歯周病安定期治療(I)を開始した日以降に実施した 歯周炎の治療において行った区分番号1000-2に掲げ る咬合調整、区分番号1010に掲げる歯周疾患処置、 区分番号1011に掲げる歯周基本治療、区分番号1011 -3に掲げる歯周基本治療処置、区分番号1029-2 に掲げる在宅等療養患者専門的口腔衛生処置及び区 分番号1030に掲げる機械的歯面清掃処置は、別に算 定できない。
- IO11-2 歯周病安定期治療(I)、IO11-2-2 歯 周病安定期治療(Ⅱ)
  - (10) 歯周病安定期治療(Ⅱ)を開始した日以降に実施した 区分番号B001-3に掲げる歯周病患者画像活用指導 料、区分番号D002に掲げる歯周病検査、区分番号D 002-5に掲げる歯周病部分的再評価検査、歯周炎の 治療において行った区分番号1000-2に掲げる咬合調 整、区分番号1010に掲げる歯周疾患処置、区分番号1 011に掲げる歯周基本治療、区分番号1011-3に掲げ る歯周基本治療処置、区分番号1029-2に掲げる在 宅等療養患者専門的口腔衛生処置及び区分番号1030 に掲げる機械的歯面清掃処置は、別に算定できない。

統合

### 【改正後】

### <通知 令和4年3月4日付け厚生労働省保険局医療課長通知保医発0304第1号> 抜粋

- I 0 1 1 2 歯周病安定期治療
  - (6) 歯周病安定期治療を開始した日以降に実施した区分番号1000-2に掲げる咬合調整(「ロ 二次性咬合性外傷の場合」 として行った場合に限る。)、区分番号1010に掲げる歯周病処置、区分番号1011に掲げる歯周基本治療、区分番号1029-2に掲げる在宅等療養患者専門的口腔衛生処置及び区分番号1030に掲げる機械的歯面清掃処置は、別に算定できない。

### ②機械的歯面清掃処置

### 概要

### 歯周病安定期治療前に行われた機械的歯面清掃処置の明確化

- ★これまでは、歯周病安定期治療を算定した月の機械的歯面清掃処置について、歯周病安定期治療前に行われ た場合の取扱いが不明確であった。
- ★当該取扱いについて、留意事項通知において算定して差し支えないことが明確化されたことにより、再審査 請求の減少が見込まれる。

### 【改正前】

### <通知 令和2年3月5日付け厚生労働省保険局医療課長通知保医発0305第1号> 抜粋

- 1030 機械的歯面清掃処置
  - (1) 機械的歯面清掃処置とは、歯科疾患に罹患している患者に対し、歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、歯科 用の切削回転器具及び研磨用ペーストを用いて行う歯垢除去等をいい、区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料、 区分番号8002に掲げる歯科特定疾患療養管理料(当該管理料の「注1」に規定する治療計画に機械的歯面清掃処置 を行うに当たって必要な管理計画が含まれている場合に限る。) 又は区分番号C001-3に掲げる歯科疾患在宅療養管理 料を算定した患者に対して2月に1回に限り算定する。また、区分番号1011-2に掲げる歯周病安定期治療(I)、区分番 号1011-2-2に掲げる歯周病安定期治療(II)、区分番号1011-2-3に掲げる歯周病重症化予防治療又は区分番号B 000-4に掲げる歯科疾患管理料の「注10」に規定するエナメル質初期う蝕管理加算を算定した月は算定できない。

明確化

### 【改正後】

### <通知 令和4年3月4日付け厚生労働省保険局医療課長通知保医発0304第1号> 抜粋

- 1030 機械的歯面清掃処置
  - (1) 機械的歯面清掃処置とは、歯科疾患に罹患している患者に対し、歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、歯 科用の切削回転器具及び研磨用ペーストを用いて行う歯垢除去等をいい、区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理 料、区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料(当該管理料の「注1」に規定する治療計画に機械的歯面清掃 処置を行うに当たって必要な管理計画が含まれている場合に限る。) 又は区分番号C001-3に掲げる歯科疾患在宅療 養管理料を算定した患者に対して2月に1回に限り算定する。 また、区分番号1011-2に掲げる歯周病安定期治療、区 分番号I011-2-3に掲げる歯周病重症化予防治療又は区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料の「注10」に 規定するエナメル質初期う蝕管理加算を算定した月は算定できない。
  - (2) 「注2」の規定に関わらず、区分番号1011-2に掲げる歯周病安定期治療又は区分番号1011-2-3に掲げる歯周病 重症化予防治療の開始日より前に実施した同月内の当該処置は算定して差し支えない。

### ①薬剤調製料、調剤管理料及び服薬管理指導料の新設等

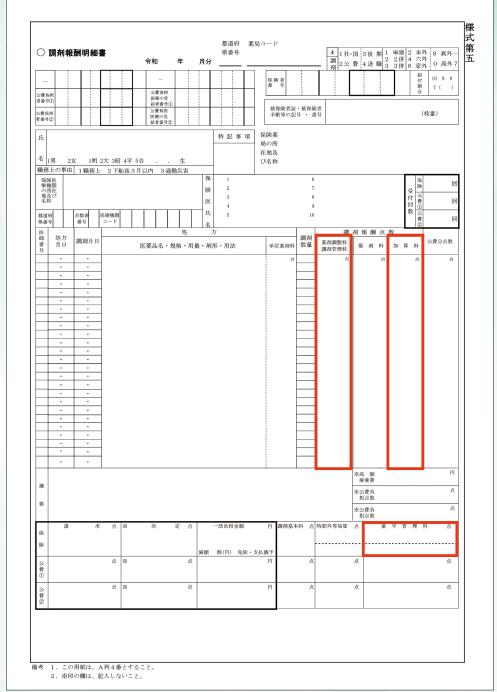
### 概要

- ★薬局・薬剤師業務の対物中心から対人中心への転換を推進するための、評価体系の見直しが行われた。 薬局の調剤業務は、❶薬歴等の分析・評価、❷薬歴等に基づく処方内容(処方薬の用量、重複投薬、併用禁忌な ど)の分析、3調剤の設計、4薬剤の調製・取りそろえ、5最終監査(正しく調剤されているかをチェック)、6患者へ の服薬指導・薬剤の交付、◆調剤録・薬歴の作成、・服薬状況の継続的な把握・指導のステップから構成されている。 このうち、 1、2、3、6、7、8は、対人中心、すなわち患者の状態等に応じた薬剤師による薬学的判断を伴うため、 新たに調剤管理料(❶、❷、③、⑦)及び服薬管理指導料(⑥、③)という薬学管理料として評価されることとなった。
  - 一方、対物中心業務となる❹及び❺は、従来の調剤料に代えて新たに薬剤調製料として評価されることとなった。
- ★基金から要望していた以下の調剤行為について、令和4年度調剤報酬改定にてレセプト記載事項が追加されると ともに、自家製剤加算等の「同一剤形」の範囲が明確化された。
  - ・調剤基本料:同日の異なる時間に複数の処方箋を複数受け付けた場合の受付時間を記載する。
  - ・吸入薬指導加算:「吸」を3月以内に再度算定した場合、当該期間の全ての算定年月及び吸入薬の名称を記載する。 また、吸入薬が処方されていない月に「吸」を算定した場合、対象吸入薬の調剤日及び吸入薬の名称を記載する。
  - ・重複投薬・相互作用等防止加算の算定に対して、算定根拠を新たな選択式記載コードを用いて診療報酬明細書 へ簡易記載する。(同コードについては、重複投薬・相互作用等防止加算の算定に対して、基金から「薬学的観 点から必要と認める事項」と、それを踏まえた「算定理由の選択式記載コード」として提案し、厚生労働省を含め た関係者間で検討を行ったものである)
  - ・薬剤調製料及び自家製剤加算の算定に対して、自家製剤を代替できる同一有効成分・同一剤形を有する薬価収 載品の有無を判断するための「同一剤形」の範囲を整理・明確化する。(同一有効成分の普通錠と口腔内崩壊錠 等は同一剤形の範囲に整理された)

### 請求の留意点

- ★薬剤調製料については、内服薬の投与日数にかかわらず一律の点数で算定する。
- ★調剤管理料については、内服薬の場合1剤につき調剤日数に応じた所定点数を算定し、それ以外の場合は処 方箋受付1回につき所定点数を算定するが、内服薬で調剤管理料を算定した場合、それ以外では算定できな い。
- ★複数の医療機関から6種類以上の内服薬が処方された患者が薬局を初めて利用する場合等において、必要な 薬学的分析を行った場合の評価として「調剤管理加算」が新設された。
- ★調剤料の一包化加算を廃止し、多種類の薬剤が投与されている患者又は自ら被包から取り出して服用するこ とが困難な患者に対して、医師の了解を得た上で、薬剤師が内服薬の一包化及び必要な服薬指導を行い、当 該患者の服薬管理を支援した場合の評価として「外来服薬支援料2」が新設された。外来服薬支援料2は当該 処方箋の調剤に係る調剤技術料を同時に算定することができ、一包化する医薬品の種類数などは旧一包化加 算と同じ算定要件が適用される。

### ②調剤レセプト様式の改正



出典:厚生労働省HP掲載 令和4年3月25日厚生労働省告示第86号 様式第五 https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000918730.pdf

### 概要

- ★令和4年度診療報酬改定 (薬剤調製料、調剤管理料及び服薬管理指導料の新設等) に伴い、調剤レセプト様式 が改正された。
- ★薬剤調製料及び調剤管理料の点数を記載するための欄として、従来の「調剤料」欄が「薬剤調製料 調剤管理料」 欄に改正された。
- ★各点数の記載欄については、調剤管理料の加算である重複投薬・相互作用等防止加算、調剤管理加算又は電 子的保健医療情報活用加算は「薬学管理料」欄に記載し、外来服薬支援料2は「加算料」欄に記載するなど、令 和4年3月25日付け厚生労働省保険局医療課長通知保医発0325第1号「「診療報酬請求書等の記載要領等につ いて」等の一部改正について」において示されている。

なお、今回改正から導入されたリフィル処方箋による調剤については、「リ1/2」のように、リフィル処方 箋の総使用回数に対する当該調剤を行う回数を「時間外等加算」欄に記載することとされている。



### おたずねに 答えて



今回は、支払基金ホームページを利用されている方から寄せられたご質問を紹介します。

保険者 からの 質問

再審査等結果通知書(診療内容)の見方を解説している資料 はありますか。



再審査等結果通知書(診療内容)の見方については、支払基金ホー ムページに掲載しています。

トップページ→診療報酬の請求支払→各種帳票・通知書の見方→診療 報酬の請求関係帳票−保険者−→「診療報酬の請求関係帳票の見方」 について に「診療報酬の請求関係帳票の見方」





例記者会見で発表している各月審査分の審査状況の詳細資 料はありますか。



各月審査分の審査状況の詳細資料については、支払基金ホームペー ジに掲載しています。

トップページ→統計情報→審査統計→審査状況 に 各月審査状況 Z IPファイル「01支払基金における審査状況」

https://www.ssk.or.jp/tokeijoho/shinsatokei/index.html



医療機関 からの 質 問

増減点連絡書の見方を解説している資料はありますか。

増減点連絡書の見方については、支払基金ホームページに掲載しています。



トップページ→診療報酬の請求支払→各種帳票・通知書の見方→増減 点連絡書・各種通知書─医療機関・薬局─ → 「増減点連絡書・各種通 知の見方」について に「増減点連絡書・各種通知書見方」

https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/mikata/seikyushiharai\_04.files/seikyushiharai\_04\_01.pdf



突合点検結果連絡書(兼処方箋内容不一致連絡書)の見方を 解説している資料はありますか。



突合点検結果連絡書(兼処方箋内容不一致連絡書)の見方について は、支払基金ホームページに掲載しています。

トップページ→診療報酬の請求支払→各種帳票・通知書の見方→増減 点連絡書・各種通知書─医療機関・薬局─ →「突合点検に係る帳票 等」についてに「突合点検に係る帳票等【医療機関用】・【薬局用】」 https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/mikata/seikyushiharai\_04.files/shinkityohyo\_i\_01.pdf https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/mikata/seikyushiharai\_04.files/shinkityohyo\_y\_01.pdf





【薬局用】

### **Topics**

### **胚照**: ステム」の について

令和4年3月より「履歴照会・回答システム」が稼働しました <mark>本稿ではその概要を紹介します。</mark>

> 回答システム」とは 履歴照会

ショナルデータベース)及び介護 対して連結情報の提供を行って DB(介護総合データベース)に 令和4年5月現在、NDB(ナ 「履歴照会・回答システム」 は、

> プトや、保険者から毎年11月に提 が蓄積されています。 出いただいている特定健診等情 ている電子レセプト及び介護レ

5 与する匿名化処理を行っています。 結するためのIDとなる情報を付 し、代わりに同一人物の情報を連 (氏名や保険者番号など)を削 その際、個人情報保護の観点 個人の特定につながる項 除

団体連合会は連結情報提供業務を 療報酬支払基金及び国民健康保険 第52号)」が成立し、社会保険診

行うこととされました。

連結情報提供業務では、

オンラ

部を改正する法律

(令和2年法律

の実現のための社会福祉法等の一

令和2年6月に

「地域共生社会

はじめに

生成し活用していました。 それだけでは意味のない文字列を 等情報に記録されている被保険者 かつては電子レセプトや特定健診 ためのIDとなる情報については、 番号等や生年月日、氏名などから、 この同一人物の情報を連結する

連結に必要な情報を提供する「履

者番号等を利用して医療等情報の 活用し、個人単位化された被保険 イン資格確認等システムの基盤を

歴照会・回答システム」の運用を

行っています。

うという問題を抱えていました。 婚等により氏名が変わったりする 被保険者番号等が変わったり、 情報等を連結できなくなってしま わってしまうことから、レセプト とIDとして使っていた情報が変 しかしながら、転職等によって

報の履歴を活用し、一番古い被保 システムに保持されている資格情 そこで、オンライン資格確認等

医療機関等から毎月請求いただい

NDB及び介護DBにおいては、

18

### システム稼働までの経緯

### 平成30年8月

「医療等分野情報連携基盤検討会」の報告書において、医療等情報の連結に向 けて、医療等分野における識別子として、個人単位化される予定の被保険者番号 履歴の提供を受けることができる仕組みの整備を目指すとの方向性が提示された

### 令和元年6月

「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)において、オンラ イン資格確認等システムを基盤として、個人単位化される被保険者番号等を活用 した医療等情報の連結の仕組みの検討を進め、必要な法的手当を行い、令和3年 度からの運用開始を目指すこととされた

### 令和元年7月

「医療等情報の連結推進に向けた被保険者番号活用の仕組みに関する検討会」 において、「データベースでの利用」(研究用データベースでの名寄せ、連結解析 等)のユースケースに関し、具体的なスキームや、活用主体、管理・運営主体等 を具体化するための検討が行われた

### 令和2年6月

NDBや介護DB等における医療・介護情報の連結精度の向上のため、社会保険 診療報酬支払基金等が被保険者番号等の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報 を安全性の担保をしつつ提供することができることとする「地域共生社会の実現 のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)」が成立

### 令和4年3月

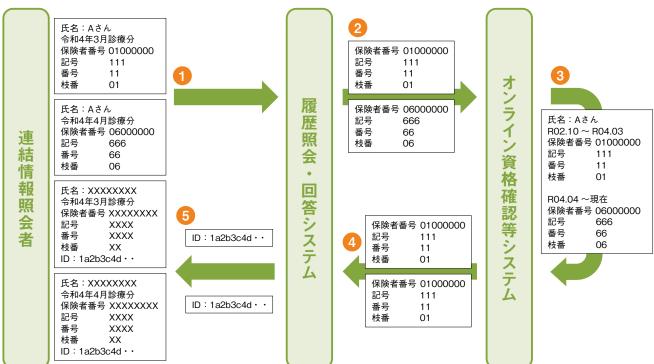
履歴照会・回答システムが稼働

積され の仕 7 組みに () るレ により、 セプトデ N 1 D -タを途 В 1

や氏 ました。 報等を連 ステム」 成することで、 者番号等から 名が これ 結でき 変わって です。 が る Ι 被保険 履 仕 ţ Dとなる情報 歴照会 組み  $\nu$ 者番号等 を セプト 構 口 築 情 答

後のデー N D 切 して期待されています せ 履 タ分析に欠かせないシ ることなどが タ ĥ 歴 В 照会・回 1 と介護D タヘ ス 間 jν 答シ 0) ス戦略 可 連 Bなどの異なるデ 能となりま 結精度を向 ステ 12 ム ス お  $\Box$ テ け は、 る す 今

### ●連結情報照会者に対し連結情報を提供するまでの流れ



- 連結情報照会者は、レセプトに記載された被保険者番号等を履歴照会・回答システムに問い合わせる
- ❷履歴照会・回答システムは、照会された被保険者番号等をオンライン資格確認等システムに問い合わせる
- ③オンライン資格確認等システムは、問い合わせのあった被保険者番号等を基に資格情報の検索を行う
- 🚯 オンライン資格確認等システムは、資格情報に記録された最初の被保険者番号等を履歴照会・回答システムに返却する
- ⑤履歴照会・回答システムは、最初の被保険者番号等からIDとなる情報を生成し、連結情報照会者に返却する

# 若い世代へ残したい 日本の医療保険制度を

### 医師として

医師を志したきっかけは

きっかけです。 たらどうだと言われたことが主な を聞いて、社会で役立つ仕事に就い てきた方で、その先生から世界の話 生が戦時中に捕虜生活を送って帰っ て衛生兵として入隊した際の話を聞 いたことと、中学生の時に英語の先 私の父親が戦争当時陸軍に志願し

できて、自分自身が決して丈夫なほ また国民健康保険法が昭和33年に

> うではなかったので医療の恩恵を受 いました。 じて、医学の勉強をしてみようと思 ける機会があり、医療の必要性を感

## ―専門分野は何ですか

大きな理由です。 によかったというのも外科を選んだ 昭和5年に卒業し、外科を専攻しま した。大学での医局の雰囲気が非常 また、私はあまり話すことが得意 専門分野は外科です。弘前大学を

えれば話をしなくても済むのではな ではないので、外科ならば腕さえ鍛

> する機会が増えました。 ることが大切なので、かえって話を 患者さんとコミュニケーションを取 ても大事です。治療を進めるために いをつけながら話すということはと 患者さんが思っていることの折り合 容など、私たちが思っていることと 際に外科医になってみると手術の内 いかという考えでした。しかし、実

## -座右の銘はありますか

ことは当たり前のことではあります に自分に合うものを探していけばい アンド
ハート」というもので、要 いと思っています。私が入局した医 です。医師として知識と技術がある するに知識と技術と心のすべてが良 局でのモットーが「ヘッド ハンド くないといけないという意味の言葉 ひとつの言葉に固執せずその時々

> が、患者さんと心を通わせるという ことも大切にしてきました。

# -印象に残るエピソードがあれば

教えてください

ない場合には患者さんはがっかりさ の人でも手術の後に長く生きて、健 あります。 れるので、私たちも落ち込むことが に様々な努力をしても回復の傾向が を聞くととても嬉しく思います。逆 康に暮らしてくれているということ 行ってきたので、本当に大変な病態 す。私は外科医として、がん治療も きれないほどのエピソードがありま 長年医師として勤めていると数え

## 審査委員長として

## 審査委員になり感じたことは

どこまで広げていいのか判断に迷う 非常に難しいと感じます。特に「な きっちり限定してもらったほうがあ ど」や「等」といった表記があると、 ことが多いです。そこに関しては 点数表の解釈を読みこなすことが

りがたいと感じます。

# -審査委員長としてのやりがいは

ではり、公平で適正な審査という ことにやりがいを感じます。秋田支部は人数が少なく、面と向かって話 をしやすい環境が整っていますので、 を上手く活用しながら信頼される審 を上手く活用しながら信頼される審 を上手く活用しながら信頼される審

# いることは――差異解消に向けて取り組まれて

際に進めていくにはもう少し時間が身に進めていくにはもう少し時間がまない。そういまに密に行ってきました。そういまでは県内での審査の差異は解し、今度は他の支部や全国規模でのし、今度は他の支部や全国規模でのし、今度は他の支部や全国規模でのと、今度は他の支部や全国規模でのと、今度は他の支部や全国規模でのと、今度は他の支部や全国規模でのというにはもう少し時間が

むけて全員で努力をしています。

――医療機関や保険者に望むことはお互いに取り決めを守っていくという意識合わせが大事かなと思います。診療報酬は2年ごとに改定もありますので、保険者からあまりにも応が難しくなります。どこから新しんないとすっきりしないな、というところがあります。

保険診療でどうにかしてあげたいと医療機関に対しては、患者さんに

険制度に関心を持ってほしいです。

しているので、若い世代にも医療保

もあります。

しかし、

最後には専門

たりすると、なかなか進まないこといますが学会ごとに取り決めがあっ

家の意見を尊重しながら差異解消に

に話し合いをしながら審査を行って

かかると思います。秋田支部でも常

なると思いますね。のですが、決められた範囲での診療のですが、決められた範囲での診療

# 意見をお聞かせください――今後の医療保険制度についてご

のは常に考えていくべき課題ですし、 も、どんどん保険適用されています ます。今は非常に高額な医薬品など きたいので、医療保険としてどこま す。若い世代や子どもたちのために 医療保険を取り巻く環境は常に変化 ので、将来負担をどうするかという え直さないといけないとは感じてい で対応するかというのはもう一度考 日本の医療保険制度はぜひ残してい いうのは大きな問題であると感じま 保険制度をどこまで維持できるかと 化などの問題がありますので、医療 かなと思います。日本では少子高齢 あり、世界的に経済が停滞している 今はコロナウイルスや戦争などが

## -職員に対して思うことは

秋田支部の職員の方はとても頑 ほしいということはないのですが、 ほしいということはないのですが、 気軽に話しかけてほしいというのが 一番です。お互いに理解できないこ とがあっても、直接話をすればかな とがあっても、直接話をすればかな でしまっている印象があるので、遠 虚せずにどんどん話しかけてもらっ て、今以上の連携を図ってほしいと といます。

## プライベートについて

すか――休日はどのように過ごしていま

世は自分たちで手術標本の写真を 撮って現像したりしていましたので、 若いころからカメラが趣味です。現 在はデジタルカメラになってフィル ム代などを気にしなくていいので、 コロナウイルスが流行する前はカメ ラを持ってドライブをするというの が楽しみでした。

### 保険者からの再審査請求において 「原審どおり」となる事例の解説

事 例

内視鏡検査時におけるDOI3の I HBs抗原定性・半定量及 びD013の5 HCV抗体定性・定量の算定について

本事例は、保険者からの再審査請求において「診療報酬明細書に記載された傷病名より D013 の1 HBs抗原定性・半定量及びD013の5 HCV抗体定性・定量の算定はいかがか」との申出が行 われた事例です。

内視鏡検査を実施するにあたって感染の有無の確認を行うことに意義があることを踏まえ、審 査情報提供事例(医科)において認められるとしていることから、本事例は原則として原審どお りとなりますので、再審査請求の申出を行う場合はご留意ください。

### 【審査情報提供事例 (医科)】 (抜粋)

(公表日:平成18年3月27日)

- ○内視鏡検査時における D013 の 1 HBs 抗原定性・半定量の算定について
- ○取扱い

原則として、内視鏡検査時におけるD013の1 HBs抗原定性・半定量は認められる。

○取扱いを定めた理由

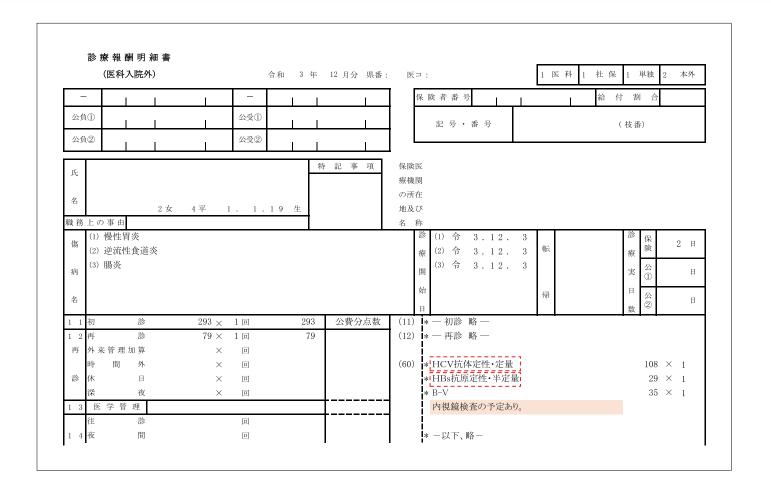
B型肝炎は、日常の臨床現場で遭遇することが稀ではない感染症であるが、血液を介して感染 が広がるおそれがあることから、内視鏡検査を実施するにあたって感染の有無の確認を行うこと に意義は認められる。

- ○内視鏡検査時における D013の5 HCV 抗体定性・定量の算定について
- ○取扱い

原則として、内視鏡検査時における D013の5 HCV 抗体定性・定量は認められる。

○取扱いを定めた理由

C型肝炎は、日常の臨床現場で遭遇することが稀ではない感染症であるが、血液を介して感染 が広がるおそれがあることから、内視鏡検査を実施するにあたって感染の有無の確認を行うこと に意義は認められる。



### 保険者からの再審査申出内容

診療報酬明細書に記載された傷病名より、D013の1 HBs抗原定性・半定量及びD013の5 HCV抗体定性・定量の算定はいかがか。

### 原審どおりとなる理由

本事例については、傷病名にB型肝炎、C型肝炎等がありませんが、摘要欄に「内視鏡検査の 予定あり。」と記載されています。

内視鏡検査を実施するにあたり、感染の有無の確認は診断治療上必要と認められますので原審 どおりとなります。

また、取扱いについては、支払基金における「審査情報提供事例(医科)」(公表日:平成18年 3月27日)において、原則として、認められる旨示しております。

### 出産育児一時金請求用ソフトをご利用の皆さまへ 出産育児一時金請求用ソフトに関する照会先 e-mail アドレス変更のお知らせ

支払基金ホームページ(https://www.ssk.or.jp/)に掲載している、出産育児一時金請求用ソフトの 専用ヘルプデスクの照会先e-mailアドレスが、令和4年4月28日から変更になりました。 お問い合わせの際は新しいe-mailアドレスをご使用ください。

### 変更後:syussan-help@mizuho-<u>rt</u>.co.jp

変更前:syussan-help@mizuho-ir.co.jp

※照会先e-mailアドレスを変更した出産育児一時金請求用ソフトを支払基金ホームページに掲載していま す。ダウンロードの上、ご利用ください。

(変更はe-mailアドレスのみとなります。当該ソフトの仕様変更はありません。)

●出産育児一時金請求用ソフト掲載場所はこちらです●

トップページ → 事業内容 → 出産育児一時金関係業務 → 出産育児一時金請求用ソフト



### 支払基金メールマガジンのご案内

支払基金メールマガジンでは以下の情報をインターネットメールで提供しています。

もう登録は お済みですか?

### 保険者等 (保険者団体を含む)へ 配信している情報

レセプトデータおよび請求関係 帳票データがオンライン請求シス テムからダウンロード可能になっ たという情報

### 医療機関等 (診療担当者団体を含む)へ 配信している情報

返戻レセプトデータ、増減点連絡 書データおよび振込額明細データ等 がオンライン請求システムからダウ ンロード可能になったという情報

### 保険者・医療機関等共通の配信情報

- (1)オンライン請求システム等に障害が発生した場合 の緊急連絡
- ②電子レセプトの記録条件仕様、レセ電の基本マス ターおよび電子点数表が更新されたという情報
- ③厚生労働省から連絡文書(疑義解釈、保険適用等) が発出されたという情報

### 登録方法

メールアドレスの登録は次のいずれかの方法によりお願いします。 登録方法は、支払基金ホームページでもご案内しています。

支払基金



支払基金ホームページ (https://www.ssk.or.jp/)トップページ→広報誌・メルマガ→ 「支払基金メールマガジン」 のご案内

### 空メールによる登録方法

メールの宛先を右の2次元バーコードか ら読み込み、空メールを送信します。 または、宛先欄に次のアドレスを直接入 力し、空メールを送信します。

空メールの送信先: toroku@mail.ssk.or.ip



### Web上の登録ページからの登録方法

アクセス先を右の2次元バーコードから読み 込み、ブラウザよりWebページにアクセス し、登録するメールアドレスを入力します。 返信メールに記載されている登録フォームへ アクセスし、必要な項目をご入力ください。



支払基金メールマガジンに 関するお問い合わせ先

社会保険診療報酬支払基金 本部 経営企画部 企画広報課

TEL: 03-3591-7441 9時~ 17時30分(土、日、祝日、年末年始を除く)

### information

### 理事会開催状況

4月理事会は4月25日に開催され、議題は次のとおりでした。

### 議題

1 議事

役員の選任 (案)

2 支払基金改革の進捗状況

- 3 報告事項
  - (1) 行政改革推進会議「社会保障(社会保 険診療報酬支払基金の在り方等)チーム」 による中間論点整理
  - (2) 令和4年度監事監査計画
  - (3) 令和4年度内部監査計画
  - (4) 役員選任の認可
  - (5) 社会保険診療報酬支払基金定款等の一

部変更、令和4事業年度の事業計画及び 収入支出予算並びに令和4事業年度の各 特別会計の予算、事業計画及び資金計画 等の認可

(6) 公益代表役員の公募

### 4 定例報告

- (1) 令和 4 年度前期高齢者納付金徴収額及 び交付金交付額等の決定状況
- (2) 令和4年2月審査分の審査状況
- (3) 令和4年3月審査分の特別審査委員会 審査状況
- (4) 令和4年1月及び2月理事会議事録の 公表

### プレスリリース発信状況

- 4月1日 令和4年1月診療分の確定金額は対前年同月伸び率で7.7% 増加 〜対前々年同月伸び率は 3.0% 増加〜
- 4月26日 4月定例記者会見を開催
- 4月28日 令和4年度診療報酬の審査支払に関する保険者との契約を締結

### 支払基金ホームページ(https://www.ssk.or.jp/)新着状況(抜粋)

4月 1日 支部情報(各支部ページ)において「お知らせ」「診療報酬確定状況」「管掌別診療報酬等 確定状況」を更新

統計情報に確定状況及び収納状況を追加

統計月報を掲載

基本マスター(傷病名)を更新

- 4月8日 基本マスター (調剤行為・医薬品)、コメント関連テーブル、医科電子点数表及び歯科電子 点数表を更新
- 4月11日 様式集を更新

月刊基金「令和4年4月号」を掲載

- 4月12日 保険者の異動について(2022年3月分)を掲載
- 4月20日 令和2年度診療報酬改定関係通知を更新 令和4年度診療報酬改定関係通知を更新 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ
- 4月22日 基本マスター (調剤行為) 及びマスターファイル仕様説明書を更新
- 4月28日 「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様(令和4年4月版)」等を掲載 「レセ電コード情報ファイル記録条件仕様(令和4年4月版)」等を掲載 出産育児一時金請求用ソフトの専用ヘルプデスクの照会先 e-mail アドレスの変更



